

令和 3 年 度

警察官 A
女性警察官 A

採用試験受験案内（第 1 回）

令和 3 年 5 月 10 日
秋 田 県 警 察 本 部
千 葉 県 人 事 委 員 会 庁
警 視 庁

◇受付期間

令和 3 年 5 月 10 日（月）午前 8 時 30 分から 6 月 4 日（金）午後 5 時まで

◇申込方法

インターネット（電子申請）から申し込んでください。

以下の URL から「秋田県電子申請・届出サービスのご案内」にアクセスして、申込手続を行ってください。

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3832>

詳しくは、受験案内 P 6、7 を御覧ください。

インターネットによる申込みができない方は、5 月 31 日（月）午後 5 時までに秋田県警察本部警務課人事・採用係に連絡してください。

◇第 1 次試験

（月 日）令和 3 年 7 月 11 日（日）

（試験会場）秋田県社会福祉会館（本館）

新型コロナウイルス感染症の影響等により、試験の日時や会場等を変更する場合は、秋田県警察ホームページでお知らせします。
（URL は下記「問合せ先（受験申込先）」に記載しています。）

令和 3 年度試験の変更点

◇試験の種目等について

▶受験案内 P 3 「4 試験の種目及び方法・内容」

これまで第 1 次試験で行っていた体力試験を第 2 次試験で行います。

また、第 2 次試験の口述試験は、集団面接を廃止し、個別面接のみを行います。

◇情報処理技術者試験等の合格者について

▶受験案内 P 4 「6 資格加点」


情報処理技術者試験等の合格者に得点を加点します。

◇申込方法について

▶受験案内 P 6 「13 受験の申込手続」

受験申込方法は、原則、インターネット（電子申請）によるものとしました。

詳細は、受験案内の該当ページを御覧ください。

問 合 せ 先 (受験申込先)	秋田県警察本部警務課人事・採用係 (所在地) 〒010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 5 号 (TEL) 018-863-1111 (内線 2624~2628) (採用フリーダイヤル) 0120-863314 (秋田県警察本部ホームページ) https://www.police.pref.akita.lg.jp	秋田県警察ホームページ QRコード 
--------------------	---	---

秋田県以外の都県の詳細に関する問合せ先	千葉県人事委員会事務局 TEL 043-223-3717	警視庁採用センター TEL 0120-314372
---------------------	---------------------------------	------------------------------

1 試験区分、採用予定時期、採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員は変更になることがあります。

(2) 試験区分「警察官A」は、秋田県警察本部、千葉県人事委員会及び警視庁（東京都）が共同で実施するもので、受験者は第2志望まで選択することができます。ただし、秋田県を第2志望とすること及び申込後の志望都県の変更はできません。また、第1志望の都県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

志望の例	○第1志望：秋田県、第2志望：なし	○第1志望：秋田県、第2志望：警視庁
	○第1志望：千葉県、第2志望：警視庁	×第1志望：千葉県、第2志望：秋田県

(注) 女性警察官Aは秋田県のみを受験となります。

試験区分	採用予定時期	採用予定人員（人）			職務内容
		秋田県	千葉県	警視庁	
警察官A	令和4年 4月1日	34	3	3	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
女性警察官A		4			

2 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官A	秋田県警察本部	昭和61年4月2日以降に生まれた男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 志望する各都県の人事委員会等がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者（詳細は各都県に問い合わせること。）
	千葉県	昭和63年4月2日以降に生まれた男性	
	警視庁	昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官A	秋田県警察本部	昭和61年4月2日以降に生まれた女性	

(注1) 「警察官A」で第2志望を選択する場合は、各都県で受験資格が異なりますので、御注意ください。

(注2) 警察官採用試験は、「警察官A」（女性警察官Aを含む。）又は「警察官B」（警察官Aの受験資格に定める学歴要件を満たさない者を対象として9月中旬に実施予定）のいずれか1つしか受験できません。大学を卒業した者又は令和4年3月31日までに大学卒業見込みの者は「警察官A」を受験してください。

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・志望する都県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

区分	日時	場所
第1次試験	令和3年7月11日(日) 教養試験 9時00分～11時20分 論文試験 12時05分～13時20分 (注) 試験時間には説明の時間が含まれます。	秋田県社会福祉会館(本館) (秋田市旭北栄町1-5)
第2次試験 (予定)	◆第1次試験合格が秋田県の場合 令和3年8月7日(土)、8日(日)のうち指定する日時 令和3年8月下旬の指定する日時	秋田市
※詳細は第1次試験合格通知でお知らせします。	◆第1次試験合格が秋田県以外の場合 令和3年9月6日(月)：千葉県 令和3年11月30日(火)：警視庁	

4 試験の種目及び方法・内容

(1) 第1次試験

試験種目	試験区分	問題形式	配点 (秋田県)	方法・内容
教養試験	各試験 区 分 共 通	択一式 50問 120分	100点	警察官として必要な大学卒業程度の学力を問う一般知識及び能力についての筆記試験 (出題分野：社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈)
論文試験		記述式 1題 60分	100点	文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問う試験 (論文用紙1枚800字程度) 出題例：令和2年度論文課題 「人口減少・少子高齢化が進む秋田県の情勢を踏まえ、警察が果たすべき役割について述べなさい。」

(2) 第2次試験

試験種目	配点	方法・内容
体力試験	100点	警察官として職務遂行に必要な体力についての実技試験 (握力、立ち幅跳び、反復横跳び、バーピーテスト) (注) 急激な運動により怪我をしないように、事前の体調管理をお願いします。
口述試験(個別面接)	300点	人物についての個別面接による試験
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査	
身体精密検査(秋田県) ※診断書提出	次の基準による警察官として職務遂行に必要な健康度及び身体等についての検査	
	検査項目	基準
	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上
	色 覚	職務遂行に支障がないこと
そ の 他	職務遂行に支障がなく、健康であること	

(注1) 各都県の身体検査及び身体精密検査の基準は次のページのとおりです。

(注2) 試験種目、配点及び方法・内容は秋田県警察本部のものであり、都県により異なります。詳しくは志望する都県に直接お問い合わせください。

◆身体検査及び身体精密検査の基準（秋田県以外の都県）

	千葉県	警視庁
身長	－	おおむね160cm以上であること
体重	－	おおむね48kg以上であること
胸囲	－	－
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること	裸眼視力が両眼とも0.6以上、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること
色覚	職務遂行上支障がないこと	警察官としての職務執行に支障がないこと
聴力	職務遂行上支障がないこと	警察官としての職務執行に支障がないこと
関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと	
その他	職務遂行上必要な筋力、敏しょう性、瞬発力等があること	身体の運動機能が警察官としての職務執行に支障がないこと

5 教養試験問題出題例

秋田県警察ホームページに出題例を掲載しています。

ホームページアドレス <https://www.police.pref.akita.lg.jp>

6 資格加点

秋田県では、「警察官A」及び「女性警察官A」で外国語及び情報処理技術者試験等の資格加点を行います。

次のいずれかの資格等を取得している場合は、第2次試験の総合得点に最大12点（外国語6点、情報処理技術者試験等6点）が加点されます。

第2次試験時に証明書の写しを提出していただき、併せて原本の確認を行います。詳細は、第1次試験の合格通知の際にお知らせします。

なお、複数の資格等を取得している場合でも、申請できるのは外国語、情報処理技術者試験等の各区分それぞれ一つの資格等に限り、有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

◆外国語

外国語	対象となる資格等
英語	実用英語技能検定 2級以上 TOEIC※ 470点以上 TOEFL iBT 48点以上 国連英検 C級以上
韓国語	一般韓国語能力試験 4級以上 「ハングル」能力検定試験 準2級以上
中国語	中国語検定試験 3級以上 中国語コミュニケーション能力検定 400点以上
ロシア語	ロシア語検定試験 第1レベル以上 ロシア語能力検定試験 3級以上

※TOEICの「団体特別受験制度（Institutional Program）（通称：IPテスト）」のスコアは加点対象になりません。

◆情報処理技術者試験等

試験区分	対象となる資格等
情報処理技術者試験	基本情報技術者試験 ITストラテジスト試験 プロジェクトマネージャ試験 データベーススペシャリスト試験 ITサービスマネージャ試験
	応用情報技術者試験 システムアーキテクト試験 ネットワークスペシャリスト試験 エンベデッドシステムスペシャリスト試験 システム監査技術者試験
情報処理安全確保支援士試験	情報処理安全確保支援士試験 (平成28年度以前の情報セキュリティスペシャリスト試験)

7 資格調査等

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報、警察官採用試験及び警察官として採用された後の人事管理に関わる事務に利用することを目的として収集するものであり、秋田県個人情報保護条例に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはありません。

8 合格者の決定方法

合格者は合計（総合）得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験、第2次試験ともに、各試験種目（適性検査を除く。）において、一定の基準に達しない試験種目が一つでもある場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格となります。

（1）第1次試験の合格者の決定方法

第1次試験は、教養試験及び論文試験の合計得点を総合得点とし、合格者は、総合得点の高い人から成績順に決定します。ただし、秋田県が第1志望で、教養試験の結果が基準に達しない場合は、論文試験が採点の対象外となります。この場合、教養試験の得点を第1次試験の総合得点とみなします。

（2）最終合格者の決定方法

体力試験及び口述試験の合計得点を第2次試験の総合得点とします。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い人から成績順に決定します。ただし、第1次試験及び第2次試験の合計得点が、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

9 合格者の発表

秋田県 志望	第1次試験合格発表	令和3年7月下旬 ※詳細は、第1次試験当日にお知らせします。	秋田県警察本部及び県内各警察署 掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知します。
	最終合格発表	令和3年9月上旬	
他都県 志望	第1次試験合格発表	千葉県 令和3年8月下旬 警視庁 令和3年11月中旬	志望する都県から合格者に書面で通知します。
	最終合格発表	千葉県 令和3年11月上旬 警視庁 令和4年2月上旬	志望する都県から第2次試験受験者全員に書面で通知します。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第22条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く午前9時から午後5時までの間に秋田県警察本部へ直接おいでください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
秋田県の第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位	第1次試験合格発表の日から1か月間 ただし、「警察官A」で他都県を第2志望にしている者については、当該都県の最終合格発表日から1か月間	秋田県警察本部警務部警務課 秋田市山王四丁目1-5 (1階受付に申出ください。)
秋田県の第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位	最終合格発表の日から1か月間	

11 合格してから採用まで及び昇任について

(1) 採用者の決定

最終合格者は、試験区分ごとの秋田県警察官採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登載され、その中から当該都県の任命権者（警視総監又は警察本部長）が採用者を決定します。

(2) 採用予定日

この名簿からの採用は、原則として令和4年4月1日の予定です。ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、採用から6か月間（初任教養中の者については、その初任教養期間を終了するまでの間）は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法の規定が適用されません。その他条件は正式採用時と変わりません。

(3) 受験資格の欠格による採用候補者名簿からの削除

令和4年3月31日までに大学等を卒業できなかった者は、採用候補者名簿から削除されます。

(4) 採用後の配属

採用決定後は、採用した各都県の巡査に任命され、初任科生として警察学校に入校し、6か月間の初任教養を受けた後、各警察署等に配属されます。

(5) 昇任

警察官は、誰でも成績次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教育を受ける機会が与えられ、試験等により上級幹部へ昇任することができます。

(6) 虚偽の申告があった場合

受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

12 勤務条件（秋田県の例）

(1) 給与

初任給（令和3年4月1日現在）は原則として、公安職給料表1級23号給月額211,830円が支給されます。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例等により、修学年数・経歴その他の事項を勘案の上、決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、採用と同時に勤務に必要な被服が支給又は貸与されます。

(2) 勤務時間

週38時間45分勤務で、通常勤務の場合、勤務時間は土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までですが、勤務内容や勤務場所により、休日勤務や交替制勤務等の変則的な勤務となる場合があります。

(3) 休暇

年間20日（採用年は15日）の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員宿舍のほか、診療室などの施設があります。

13 受験の申込手続

受験申込の方法は、パソコン又はスマートフォンでインターネットから申し込む方法（電子申請）となります。

(1) 申込み

「秋田県電子申請・届出サービスのご案内」 (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3832>) に記載されている内容を確認し、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスして利用者登録をしてください。利用者登録が完了したら、手続き一覧から試験名を選択し、画面上の受験申込書を入力して、申込内容に間違いがないか確認した上で送信してください。申込みを行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。利用者登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、御注意ください。

（注）6月4日（金）までに申込完了通知が届かない場合は、受験申込期間内に速やかにお問い合わせください。

(2) 受験申込書の入力要領

① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェックマーク）してください。

② 最近3か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4：3（サイズは問わない））の画像ファイル（JPEG、PNG又はGIF）を添付してください。

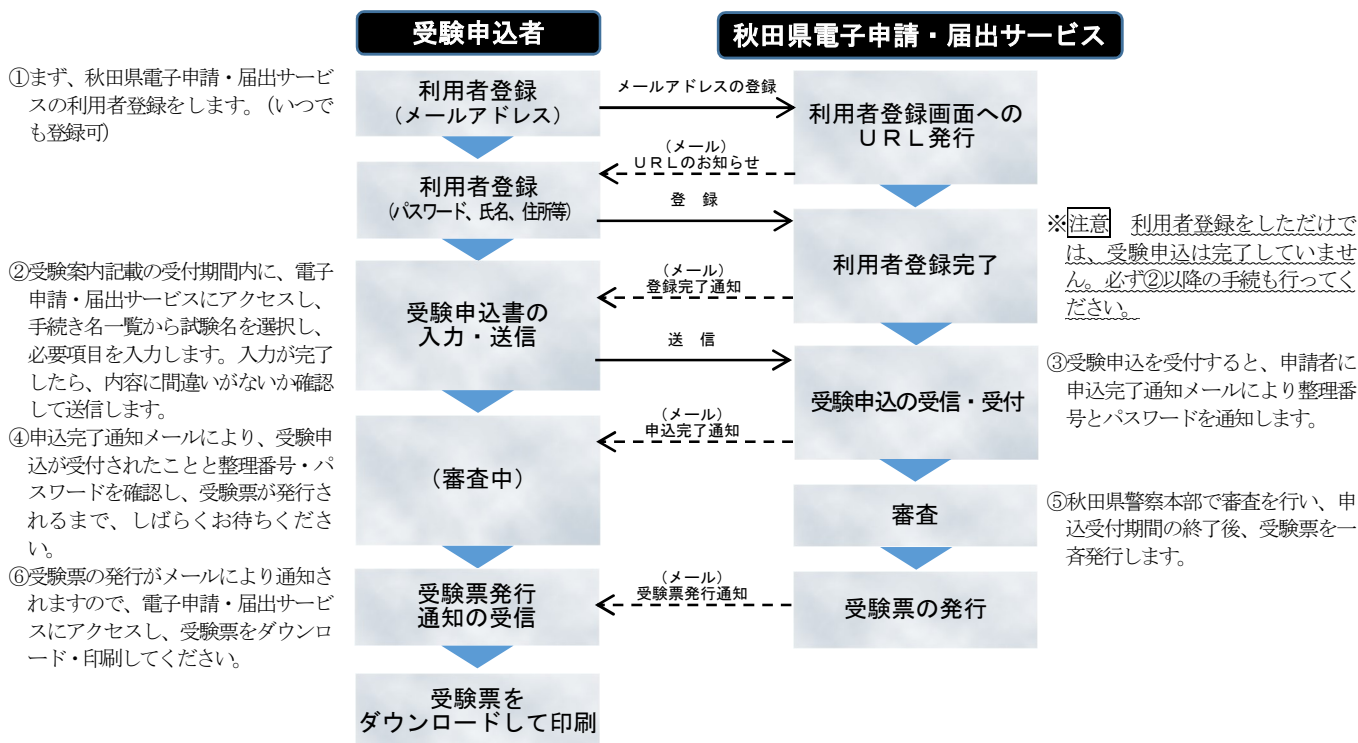
（注）使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

(3) 受験票の交付

6月25日（金）までに、登録されたメールアドレス宛に受験票発行のお知らせが送信されますので、「電子申請・届出サービス」にアクセスし、受験票をダウンロード・印刷し、受験当日に忘れずに持参してください。

（注）第1次試験開始前に受験票の確認を行います。受験票を持参していない方は、原則として受験できません。

インターネット（電子申請）による受験申込の流れ



志望コードの記入・入力の仕方

志望順位は、「警察官A」受験者のみが記入できます。
 以下のコードに従って間違いのないようはっきりと記入（入力）してください。
 （注）秋田県を第2志望にすることはできません。

志望先	志望コード
秋田県警	0 5
千葉県警	1 2
警視庁	1 3

（記入例）

◆第1志望が秋田県警、第2志望が千葉県警の場合

第1志望	秋田県警	志望コード	0 5
第2志望	千葉県警	志望コード	1 2

◆秋田県警のみを志望する場合

第1志望	秋田県警	志望コード	0 5
第2志望	なし	志望コード	

14 第1次試験に関する注意事項

（1）持ち物

試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆とシャープペンシル、黒のボールペン、消しゴム）及び昼食を持参してください。また、受験者が申込者本人であることを確認する場合がありますので、顔写真付きの身分を証明できるものを持参してください。

試験室によっては、時計がないか、席から見えにくい場合がありますので、時計（計時機能のみ）は各自持参してください。

なお、携帯電話やスマートフォンについては、試験中の使用（時計代わりにの使用を含む。）は認められません。

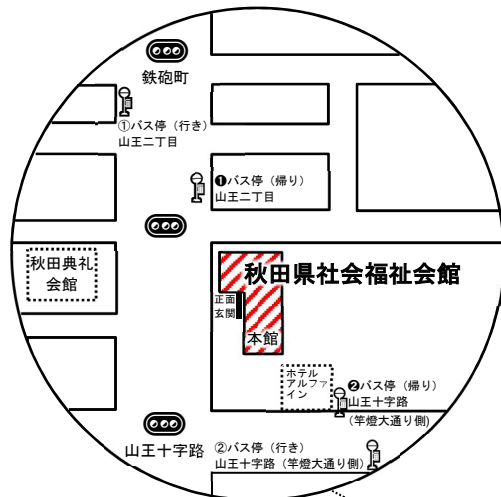
（2）その他

災害の発生等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、秋田県警察ホームページでお知らせします。（<https://www.police.pref.akita.lg.jp>）

試験会場及びその周辺に自家用車の駐車はできません。

送迎等の待機場所として試験会場付近のコンビニエンスストア等には駐車しないでください。

秋田県社会福祉会館（本館）
（所在地）秋田市旭北栄町1-5



交通

●バス 秋田駅西口発

「山王二丁目」①下車徒歩2分

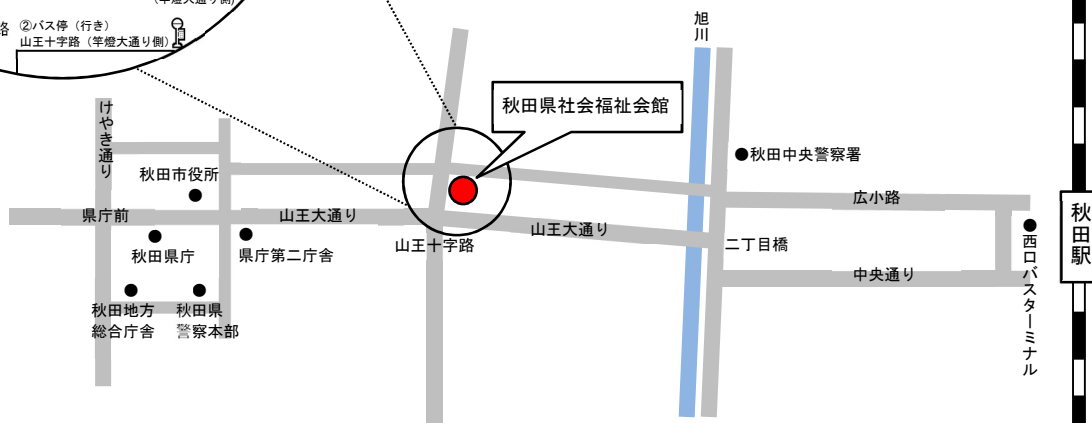
「山王十字路」（竿燈大通り側）②下車徒歩3分

②県庁中央交通線（西口のりば2番）8：09発 8：28発

①②新国道経由土崎線（西口のりば4番）8：10発

②新屋西線（西口のりば7番）8：15発

②長崎屋中央交通線（西口のりば6番）8：25発



【注意】ごみは各自持ち帰ってください。